

品川区民生・児童委員協力員事業実施要綱

制定 平成20年4月1日 要綱 第 35号
改正 平成27年3月31日 要綱 第293号
改正 平成29年4月1日 要綱 第 79号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱（平成19年10月1日福保生地第977号）に基づき、委嘱する民生・児童委員協力員（以下「協力員」という。）に対し、品川区が依頼する業務の内容その他必要な事項について定めるとともに、本事業の推進をもって品川区内の地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(業務等)

第2条 協力員の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 品川区高齢者相談員設置要綱（昭和53年12月19日制定）に基づく品川区高齢者相談員としての業務。
- (2) 品川区と品川区社会福祉協議会が依頼する業務で民生・児童委員活動を補助するものとして適切な業務。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項。

(責務)

第3条 協力員は、区長が交付する業務依頼書の内容に基づき、各地区協議会会長の指導のもとに活動する。

2 協力員は、業務を行うに当たっては、品川区および各地区協議会との連携を図るため、基本的に地区協議会会議等に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第4条 協力員は、その活動において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。協力員でなくなった後においても、同様とする。

2 協力員は、業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年10月27日品川区条例第25号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(任期)

第5条 協力員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(候補者の選出)

第6条 協力員の選出については、民生・児童委員の欠員となった区域について、その区域に属していた民生・児童委員のOBを対象とすることを原則に、協力員事業に意欲のある者を区長が推薦し、これに基づき、東京都知事が委嘱する。

2 協力員の推薦に当たって、区長は、各地区協議会からの推薦を受け、区長協議会の意見を聴いて決定するものとする。

3 前項に定める各地区協議会の推薦にあたっては、当該地区の町会・自治会から

の推薦を妨げるものではない。

(配置数)

第7条 協力員の各地区協議会ごとの配置数は、地区協議会各3名以内とし、区長協議会と協議のうえ、区長が決定する。

(活動費)

第8条 協力員には、都知事が定める支給基準額に、2,000円を加算した金額を活動費として支給する。

(解嘱)

第9条 区長は協力員が自己の都合により辞退を申し出たときのほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、東京都知事に具申を行い、解嘱の手続きができるものとする。

- (1) 業務の遂行に支障があり、活動が困難となった場合。
- (2) 業務を著しく怠り、または業務上の義務に違反した場合。
- (3) 民生・児童委員および協力員の活動を妨げ、または信用を失墜させるような非行があった場合。

(研修)

第10条 品川区は、協力員がその業務を適切に遂行できるよう必要な研修を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

付則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。